



福島医発第 1261 号 (地)
令和 3 年 7 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症にかかる臨床検査が保険適用されたことに伴い、
今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、
令和 3 年 7 月 8 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載される予定となっております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第315号（保103）
令和3年7月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる臨床検査が保険適用されたことに
伴い、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示さ
れ、令和3年7月8日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしました
ので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。ま
た、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険
適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 3.7.8 保医発 0708 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発0708第1号
令和3年7月8日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年7月8日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D008(28)を次のように改める。

- (28) 全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6（IL-6）を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 0 7 (略) D 0 0 8 内分泌学的検査 (1) ~ (27) (略) (28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、<u>E C L I A 法又は C L I A 法</u>により血清又は血漿中のインターロイキン - 6 (I L - 6) を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(P T H) の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (29) (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 0 7 (略) D 0 0 8 内分泌学的検査 (1) ~ (27) (略) (28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、E C L I A 法により血清又は血漿中のインターロイキン - 6 (I L - 6) を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(P T H) の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (29) (略)

新たに保険適用が認められた検査

令和3年7月8日 保医発 0708 第1号（令和3年7月8日適用）

No.1

測定項目	インターロイキン-6（IL-6）
販売名	ケミルミ IL6
測定方法	化学発光免疫測定法
主な測定目的	血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)の測定（救急搬送された患者、集中治療を要する患者又は集中治療管理下の患者の重症度判定の補助）
準用点数	「D008」 内分泌学的検査 「31」 副甲状腺ホルモン（PTH） 170点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D008 内分泌学的検査 (1)～(27) (略) (28) 全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、E C L I A法又はC L I A法により血清又は血漿中のインターロイキン-6（I L - 6）を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（P T H）の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（日本医師会医療保険課）